

東京学芸大学放射性障害予防規程運用内規の一部改正について

改正理由：放射線障害予防規程との整合性を図るため、所要の改正を行うものである。

改 正	現 行
(趣旨) 第1条 この内規は、東京学芸大学放射線障害予防規程（平成元年規程第5号。以下「規程」という。）<u>第36条</u>の規定に基づき、放射線障害予防の実施に関し必要な事項を定める。 (用語) 第2条 この内規において使用する用語は、規程において使用する用語によるものとする。 (業務従事者等の登録の申請) 第3条 規程第9条第1項又は第10条第1項に定める登録の申請をしようとする者は、環境安全委員会が別に定める業務従事者等登録申請書により、取扱主任者又は放射線装置使用責任者を經由して、学長に願い出るものとする。 (使用の手続) 第4条 放射性同位元素又は放射線装置を使用しようとする者は、環境安全委員会が別に定める放射性同位元素等使用計画書又は放射線装置使用計画書により、R I 実験施設長又は放射線装置使用責任者に届け出るものとする。 (R I 実験施設の点検) 第5条 規程<u>第15条</u>第1項第1号に定めるR I 実験施設の定期点検は、次の各号により行うものとする。 (1) 点検は、6月、9月、12月及び3月の年4回行う。 (2) 点検は、次の構成により行う。 ア R I 実験施設長 イ 取扱主任者及び取扱副主任者 ウ R I 実験施設を利用する教員 若干名 (3) 点検内容は、環境安全委員会が別に定めるR I 実験施設点検表による。 (4) R I 実験施設点検表は、5年間保存する。 (5) 点検結果は、環境安全委員会に報告する。 2 学長が必要があると認めたときに行う点検は、前項第2号から第5号までの規定を準用する。 (測定) 第6条 規程<u>第22条</u>第1項に定める放射線の量及び放射性同位元素による汚染の状況の測定は、次の各号に掲げるとおりとする。 (1) 放射線の量の測定は、1センチメートル線量当量率について行うこと。ただし、70マイクロメートル線量当量率が1センチメートル線量当量率の10倍を超	(趣旨) 第1条 この内規は、東京学芸大学放射線障害予防規程（平成元年規程第5号。以下「規程」という。）<u>第32条</u>の規定に基づき、放射線障害予防の実施に関し必要な事項を定める。 (用語) 第2条 この内規において使用する用語は、規程において使用する用語によるものとする。 (業務従事者等の登録の申請) 第3条 規程第9条第1項又は第10条第1項に定める登録の申請をしようとする者は、環境安全委員会が別に定める業務従事者等登録申請書により、取扱主任者又は放射線装置使用責任者を經由して、学長に願い出るものとする。 (使用の手続) 第4条 放射性同位元素又は放射線装置を使用しようとする者は、環境安全委員会が別に定める放射性同位元素等使用計画書又は放射線装置使用計画書により、R I 実験施設長又は放射線装置使用責任者に届け出るものとする。 (R I 実験施設の点検) 第5条 規程<u>第14条</u>第1項第1号に定めるR I 実験施設の定期点検は、次の各号により行うものとする。 (1) 点検は、6月、9月、12月及び3月の年4回行う。 (2) 点検は、次の構成により行う。 ア R I 実験施設長 イ 取扱主任者及び取扱副主任者 ウ R I 実験施設を利用する教員 若干名 (3) 点検内容は、環境安全委員会が別に定めるR I 実験施設点検表による。 (4) R I 実験施設点検表は、5年間保存する。 (5) 点検結果は、環境安全委員会に報告する。 2 学長が必要があると認めたときに行う点検は、前項第2号から第5号までの規定を準用する。 (測定) 第6条 規程<u>第21条</u>第1項に定める放射線の量及び放射性同位元素による汚染の状況の測定は、次の各号に掲げるとおりとする。 (1) 放射線の量の測定は、1センチメートル線量当量率について行うこと。ただし、70マイクロメートル線量当量率が1センチメートル線量当量率の10倍を超

えるおそれのある場所においては、70マイクロメートル線量当量率について行うこと。

(2) 放射線の量の測定は、次の場所について行うこと。

ア 実験室及び測

イ 貯蔵庫及び廃棄物貯蔵庫

ウ 管理区域の境界

エ 学内において人が居住する区域

オ 大学構内と外部との境界

(3) 放射性同位元素による汚染の状況の測定は、次の場所について行うこと。ただし、排気口及び排水口については、排気し、又は排水する都度測定を行うこと。

ア 実験室及び測定室

イ 汚染検査室

ウ 排気設備の排気口

エ 排水設備の排水口

オ 管理区域の境界

附 則

この内規は、平成31年3月12日から施行し、平成22年4月1日から適用する。

えるおそれのある場所においては、70マイクロメートル線量当量率について行うこと。

(2) 放射線の量の測定は、次の場所について行うこと。

ア 実験室及び測定室

イ 貯蔵庫及び廃棄物貯蔵庫

ウ 管理区域の境界

エ 学内において人が居住する区域

オ 大学構内と外部との境界

(3) 放射性同位元素による汚染の状況の測定は、次の場所について行うこと。ただし、排気口及び排水口については、排気し、又は排水する都度測定を行うこと。

ア 実験室及び測定室

イ 汚染検査室

ウ 排気設備の排気口

エ 排水設備の排水口

オ 管理区域の境界